

十日町市農業振興地域整備計画の変更理由書

1 十日町市農業振興地域整備計画の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による経済事情の変動その他情勢の推移により土地利用の上で必要かつ適当であると判断し、十日町市農業振興地域整備計画を変更するもの。

2 マスタープランの変更

※該当なし

3 農用地利用計画の変更

(1) 編入

| 付図番号 | 編入箇所 (大字、字、地番) | 農用地区域への編入理由 | 編入面積 (登記簿地目) | 編入後の 用途区分 |
|------|--------------------------------------|---|----------------------|--------------|
| 1 | ・十日町市木落1667番 外4筆及び道水路（別紙のとおり） | 法第10条第3項第2号該当 【具体的理由】 変更部分について、木落地区で実施されている県営経営体育成基盤整備事業に伴い事業地区界の変更や面積の修正が生じたことなどにより、工事区域に含めるのが妥当と判断されたことから、農用地区域に編入する。 | 別紙のとおり 4,758.1㎡ | 農地 |
| 2 | ・十日町市下条3丁目725番1 外71筆及び道水路（別紙のとおり） | 法第10条第3項第2号該当 【具体的理由】 変更部分について、山ノ下地区で実施されている中山間地域農業農村総合整備事業にともない、事業地区界の変更などにより、工事区域に含めるのが妥当と判断されたことから、農用地区域に編入する。 | 別紙のとおり 24,409.33㎡ | 農地 |
| 3 | ・十日町市伊達3282番3 外230筆及び道水路（別紙のとおり） | 法第10条第3項第2号該当 【具体的理由】 黒沢地区において、県営経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連型）を実施するにあたり、農用地区域に編入する。 | 別紙のとおり 73,754.68㎡ | 農地 |
| | | 総合計 | 102,922.11㎡ | |

※編入箇所が複数あるときは、表枠を追加して記載する。

(2) 除外

※該当なし

(3) 用途変更

※該当なし